

幕別町消防団条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町消防団条例 (平成27年 9月25日 条例第31号)</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員には、別表第1に定める報酬を支給する。ただし、勤務成績が特に不良であると団長が認めるときは支給を制限することができる。</p> <p>2 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動費用弁償を支給する。</p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合、団長、副団長については幕別町職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第15号。以下「旅費条例」という。)に規定する町長相当職、その他の団員については旅費条例に規定する行政職給料表の適用職員相当職の費用弁償を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>○幕別町消防団条例 (平成27年 9月25日 条例第31号)</p> <p>第1条～第12条 略</p> <p>(報酬)</p> <p>第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</p> <p>2 団員には、別表第1に定める年額報酬を支給する。ただし、勤務成績が特に不良であると団長が認めるときは支給を制限することができる。</p> <p>3 団員には、団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には別表第2に定める出動報酬を支給する。この場合において、1日のうちに、区分を異にする活動に従事した場合は、それぞれの出動報酬を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第14条 団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、費用弁償として幕別町職員等の旅費に関する条例(昭和31年条例第15号。以下「旅費条例」という。)に規定する行政職給料表適用職員相当職の車賃の額を支給する。</p> <p>2 前項の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合、団長、副団長については旅費条例に規定する町長相当職、その他の団員については旅費条例に規定する行政職給料表適用職員相当職とみなし費用弁償を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>第15条 略</p>

現 行 条 例

別表第1（第13条関係）

報酬

区 分	報酬額	
団 長	年額	85,000円
副 団 長	年額	<u>64,000円</u>
分 団 長	年額	60,000円
副分団長	年額	46,000円
部 長	年額	43,000円
班 長	年額	38,000円
団 員	年額	<u>32,000円</u>

別表第2（第14条関係）

出勤等費用弁償

区 分	支給単位	支 給 額	適 用
水火災等非常災害出勤費用弁償	1日	<u>5,500円</u>	災害発生の場合の職務に従事した団員に支給する。1日単位は4時間とし、4時間を超えるごとに同額を支給する。
警戒出勤費用弁償	1日	<u>4,200円</u>	火災警報、年末警戒、その他の警戒に従事した団員に支給する。

改 正 条 例

別表第1（第13条関係）

年額報酬

区 分	報酬額	
団 長	年額	85,000円
副 団 長	年額	<u>69,000円</u>
分 団 長	年額	60,000円
副分団長	年額	46,000円
部 長	年額	43,000円
班 長	年額	38,000円
団 員	年額	<u>36,500円</u>

別表第2（第13条関係）

出勤報酬

区 分	支給単位	支 給 額	適 用
水火災等非常災害	1日	<u>8,000円</u>	災害発生の場合の職務に従事した団員に支給する。1日単位は7時間45分とし、その時間を超えるごとに同額を加算する。
警戒	1日	<u>4,400円</u>	火災警報、年末警戒、その他の警戒に従事した団員に支給する。

現 行 条 例				改 正 条 例			
訓練出動費用弁償	1日	4,200円	演習、月例訓練、その他の訓練に出動した団員支給する。	演習・訓練等	1日	4,400円	演習、月例訓練、その他の訓練に出動した団員支給する。
一般サービス出動費用弁償	1日	2,100円	会議等の職務に出動した団員に支給する。	一般サービス	1日	2,200円	会議等の職務に出動した団員に支給する。
機関員費用弁償	1月	3,000円	機関員及び補助機関員である団員に支給する。ただし、1車両につき機関員1名、補助機関員2名とする。	機関員等	1月	3,100円	機関員及び補助機関員である団員に支給する。ただし、1車両につき機関員1名、補助機関員2名とする。
暖房管理出動費用弁償	1月	30,000円	12月1日から翌年3月末日までの間、消防車庫の暖房管理に出動した団員に支給する。 (1車庫1名分)	暖房管理	1月	31,000円	12月1日から翌年3月末日までの間、消防車庫の暖房管理に出動した団員に支給する。 (1車庫1名分)
備考 一般サービス出動費用弁償は、日当が支給されるときは、これを支給しない。							